資料－３

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）

様式集及び記載要領

防衛省

本事業の入札に参加を希望する者は、以下の要領に従い、入札説明書においてそれぞれ定める期限までに書類を提出しなければならない。

なお、各書類及び様式の電子データは、入札説明書 5 に示す担当部局に請求するか、又は防衛省ホームページから取得するものとする。

第１．提出書類及び各様式の作成要領

１．参考資料等の交付申請

① 参考資料等交付申請書 （様式１）

業務要求水準書（資料－２）において、応募者に示すとした参考資料等の受領を希望する場合に提出すること。

２．入札説明書等に関する質問

① 質問書 （様式２）

３．第一次審査資料

（1）入札参加表明に関する書類

① 入札参加表明書 （様式３－１）

② 応募者一覧及び業務の役割分担 （様式３－２）

応募者を構成するすべての代表企業、構成員及び協力企業を記載し、各企業が担う業務内容について記載すること。

③ 業務の受託企業等一覧 （様式３－３）

④ 委任状 （様式３－４）

すべての構成員及び協力企業について記載すること。

（2）競争参加資格の確認申請に関する書類

① 競争参加資格確認申請書 （様式３－５）

② 会社概要等

各資料は、応募者を構成するすべての代表企業、構成員及び協力企業を対象とする。

ａ．会社概要(パンフレット等の使用も可)

ｂ．会社定款(最新のものであり、c.商業・法人登記事項証明書と記載内容が同一であることが確認できるもの。)

c．商業・法人登記事項証明書(入札公告日以降に交付されたもの。)

③-1　競争参加資格を証する書類

応募者を構成するすべての代表企業、構成員及び協力企業について、参加資格要件が満たされていることを確認できる令和７・８・９年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しを提出すること。

③-2　競争参加資格を証する追加書類

防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年防衛庁訓令第１０８号）第１８条第４項各号のいずれかに該当する者については、当該要件を証する書類（様式任意）を提出すること。

④　船舶調達実績　(様式３－６)

４．競争的対話に関する書類

入札参加者は、競争的対話を行うにあたり、以下の書類を提出するものとする。

①　事前質問書・最終質問書　(様式４－１)

②　出席者名簿　(様式４－２)

５．入札辞退、構成員等変更等に関する書類

入札参加者は、必要に応じ、第二次審査資料提出時までに以下の書類を提出することができる。

①　入札辞退届　(様式５－１)

②　構成員等変更届　(様式５－２)

６．入札書及び第二次審査資料

①　入札書　(入札及び契約心得　別記様式第３－４－１)

②　委任状（代理人が入札に参加する場合）　(入札及び契約心得　別記様式第３－４－３)

③　第二次審査資料提出書　(様式６－１)

④　企業等一覧表　(様式６－２)

⑤　各業務の提案に関する書類（以下「提案書類」という。）

各業務に関する基本的な考え方や実施方針、要求水準を達成するための方策等に関する具体的な提案内容を、別表に基づき、「共通様式」等を用いて記載すること。

a.　「全般管理業務」に関する提案　(様式A-1～A-5)

b.　「船舶調達業務」に関する提案　(様式B-1～B-5)

c. 「船舶維持管理業務」に関する提案 （様式C-1～C-5）

d. 「船員雇用・養成業務」に関する提案 （様式D-1～D-5）

e. 「船舶運航業務」に関する提案 （様式E-1～E-5）

f. 「民間収益事業」に関する提案 （様式F-1～F-5）

g. ワーク・ライフ・バランス等への取組状況 （様式G-1～G-2）

第２．提案書類等の作成上の留意点

１．全般

① 使用する言語は日本語、通貨は円、単位はＳＩ単位（国際単位系）とすること。

② 使用する用紙は、原則としてＡ４判、横書き、長辺綴じ、両面印刷とすること。ただし、パンフレット等については、この限りでない。

③ 記述による説明が求められている箇所は、必ず記載すること。

④ 造語又は略語を用いる場合は、初出の箇所に定義を記載すること。

⑤ 各様式間において記載内容の整合を図り、他の様式や資料を参照する場合は、参照先名等を記載すること。

２．提案書類

① 業務要求水準書（資料－２）及び事業者選定基準（資料－５）を踏まえて、提案を行うこと。

② 文章による提案を原則とするが、適宜図面やイメージ図等（以下「図面等」という。）を使用してよい。ただし、文章と図面等に矛盾がある場合は、文章が優先される。

③ **別表**中の「記載指示事項」欄内【 】で記した項目名は、各様式内における提案の見出しとする。

④ 提案書類は、別表に示す様式番号ごとに別葉とし、それぞれ右肩にページ番号を付すこと。（例：１／４）

⑤ 別表に示す枚数制限は、「共通様式」（Ａ４判換算）の枚数とし、図面等も規定の枚数に含むものとする。なお、別途添付又は作成を指示する書類、様式、根拠資料等は、枚数に含まない。

⑥ 提案書類の正本には、代表企業、構成員及び協力企業の企業名をそのまま記載し、副本には、企業名及び企業を類推できる記載（ロゴマークの使用等）を行わず、「企業等一覧表（様式６－２）」に従い、企業名をアルファベットによる表記に置き換えて記載すること。（例：造船会社A社）

なお、提案書類の副本にコンソーシアムにおける代表企業、構成員、協力企業等を類推できる記載が行われていた場合、防衛省は、当該ページ全体を提案書類の一部を構成するものとして取り扱わないことがある。この場合において、応募者は、防衛省に対し異議を述べることはできないものとする。

３．提出方法及び提出部数

（1）第一次審査資料

第一次審査資料は、正本１部、副本３部の計４部を提出すること。

なお、副本については、正本の複写で差し支えない。

（2）入札書及び第二次審査資料

① 入札書及び委任状（必要な場合のみ）は、入札説明書の 11 に従い、提出すること。不明な点は、入札説明書の ５ に示す担当部局へ事前に問い合わせるものとする。

② 第二次審査資料は、正本１部、副本９部の計１０部並びに「正本の電子データを収録したＣＤ－Ｒ等」１部及び「副本の電子データを収録したＣＤ－Ｒ等」１部を提出すること。

③ 第二次審査資料のうち、提案書類の副本の表紙には、右肩に１～９の番号を付けること。

④ 第二次審査資料のうち、提案書類の「様式 A-5 添付①～⑥」及び「様式 B-2」は、防衛省が指定する Microsoft Excel ファイルを使用し、計算の数式及び他のシートとのリンクを残したデータを提出すること。なお、様式 A-5①（サービス対価の内訳）については正本にのみ含めるものとし、副本には含めないこと。計算の数式及び他のシートとのリンクを残したデータを確認できなかった場合、必要に応じて、再提出を求めることがある。その他の提案書類は、「共通様式」の例により作成し、データの読み取り、コピー及び印刷が可能なＰＤＦファイル形式とすること。

様式 A-5 添付①～⑥（資金調達計画・事業収支）、様式 B-2（船舶整備費）

（3）その他の資料

特に指示の有るものを除き、原則として、上記以外の書類は持参により提出するものとする。

別表　提案書類に係る記載指示事項

a.「全般管理業務」に関する提案

（枚数制限はＡ４判換算。以下同じ。）

様式番号	様式名称 （評価の基準）	様式	枚数制限	記載指示事項
A-1	業務実施体制 （本事業の特性に対応した、安定的かつ確実性の高い業務実施体制）	共通	4	**【本事業の実施体制、契約スキーム、類似実績】** ①本事業を実施するＳＰＣ、代表企業、構成員、協力企業、金融機関並びにその他参加企業についての役割及び責任関係を示し、ＳＰＣを事業主体として本事業が安定的かつ確実に履行される事業スキーム（ＳＰＣと代表企業、構成員、協力企業、金融機関並びにその他参加企業との主要な契約の内容を含む）になっていることを示すこと。 ②船舶調達業務、船舶維持管理業務、船員雇用・養成業務、船舶運航業務、全般管理業務等の各業務を行う代表企業、構成員、協力企業及びその他参加企業の名称、役割分担を示すこと。 ③バックアップサービス等の提案がある場合で、金融機関等から関心表明書等を受領している場合は、別途添付すること。 ④代表企業、構成員、協力企業について親会社、子会社・関連会社があればその名称・株式保有比率を示すこと。
A-2	SPC の経営体制及び出資構成 （適切な SPC の経営体制及び出資構成）	共通	4	**【SPC の経営体制及び出資体制】** ①ＳＰＣの経営に関する体制・方針（会社の形態等も含む）、会社における方針・意思決定の過程を示すこと。 ②本事業におけるＳＰＣの業務管理体制（組織・指揮命令系統・責任の所在等）を具体的に示すこと。 ③各構成員のＳＰＣへの出資の考え方、出資条件等を記載するとともに、その確実性について具体的に示すこと。 ④全ての株主名及び株主構成（出資比率）を示すこと。
A-3	プロジェクトマネジメント （事業を安定的かつ円滑に進めるための適切な事業工程、具体的なプロジェクトマネジメントやモニタリングの方針等の計画）	共通	6	**【事業期間全体にわたるプロジェクトマネジメント方針・事業実施工程計画】** ①事業者や代表企業の下、２隻の本事業船舶の運航企業を連携させ、本事業全体で統一性を図るための総合的なプロジェクトマネジメント方針を示すこと。 ②緊急時や防衛出動等の事態に対して、ＳＰＣ全体で機動的に対処するための迅速な意思決定ができる組織及び決定プロセスを示すこと。 ③落札者決定からの事業実施に向けた各種契約等の締結、ＳＰＣ設立までに関する工程及び計画を示すこと。 ④防衛省の業績監視に対する事業者側における対応の考え方（管理体制、セルフモニタリングの考え方、非常時や改善勧告時等の復旧体制等）あわせて、上記の点に配慮しながら、事業全体を円滑に進めるための留意事項、留意事項に対する提案、これを実現するために必要な体制等を記載するなどのプロジェクトマネジメント及びモニタリング方策を示すこと。
A-4	リスク管理 （SPC にリスクが極力滞留しない計画、リスク	共通	4	**【リスク対応方策】** ①本事業に係る特徴的なリスク（特に、本事業船舶の運航時におけるリスクの他、緊急時・防衛出動等に関連するリス

様式番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数制限	記載指示事項
	に対する明確な管理方策の計画)			ク）に対する基本的な対処方針を示し、事業者としてのリスク分担の考え方を示すこと。 ②提案内容に則し、保険アドバイザー等による事業評価書、保険設計書案、バックアップサービサーの関心表明書等を有する場合は、本様式以外の資料として添付すること。 ③本事業に関し、発注者側が負担するリスクで、それに対する費用増加抑制方策を講じているものがあれば、その具体的な方策及び効果を示すこと。 ④ＳＰＣで作成予定の各種マニュアル（リスク管理対応、危機管理対応、事前予防など）があれば具体的な概要及び運用方針について示すこと。
A-5	事業収支・資金調達計画 （事業の安定性を確保するための適切な事業収支・資金調達計画)	共通、指定	4	**【事業の安定性・確実性を確保する事業収支・資金計画】** ①ＳＰＣの資金計画（利率・借入先・資金割合なども可能な限り明示）・財務計画上の基本的な考え方を示すこと。また、事業収支計画について、本様式とは別に様式A-5 添付②に示すこと。 ②調達利息の料率の構成要素及び調達期間中の金利上昇リスクの回避等の考え方及び方策を示すこと。 ③本事業における資金調達の考え方、資金調達条件(構成・条件等)及び債務償還の条件、計画を記載するとともに、その確実性や安定性を示すこと。また、資金調達計画については、本様式とは別に様式A-5 添付④に示すこと。 ④融資関心表明書、劣後融資確約書等を有する場合は、別途資料を添付して示すこと。

※　添付を求める事業収支計画等＜様式A-5 添付①～⑥＞の作成上の留意事項

・事業収支計画等は提案における各種条件と入札価格の妥当性を判断するものであるため、その整合性が確認できるよう、正確な計算を行うこと。
・事業収支計画等の内容が提案内容及び入札価格と著しく異なる内容の場合は、入札を無効とすることがあるため、十分に留意すること。
・事業収支計画等は、資料－４　サービス対価の算定及び支払方法の記載内容に準じて作成すること。
・計算にあたっての事業年度は、国の会計年度に対応させること。
・本事業の実施に必要な一切の資金及び費用を計上すること。
・事業収支計画等の作成にあたっては、指示があるものを除き、消費税に関して税抜により作成すること。
・関連規則及び法令等に基づく適切な会計・税務処理によって作成すること。
・算定根拠等からの計算過程が複雑となる場合は、当該計算過程を別のシートによって作成し、これをあわせて添付しておくこと（計算の数式及び他のシートとのリンクが残したデータを提出すること）。
・提案書類の内容が要求水準を上回る場合、新たな要求水準となる。

b.「船舶調達業務」に関する提案

様式番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数制限	記載指示事項
B-1	船舶調達・改造仕様書／主要目表及び一般配置図 （新造船舶を調達する場合における調達船舶の適切な仕様、中古船舶を改造等する場合における船舶確保の確実性及び適切な船舶の改造等の計画)	共通	8 (船舶毎 4枚)	**【調達・改造の性能、船舶確保の確実性】** ①新造船の場合、本事業船舶の性能を示し、中古船舶の場合、中古船舶の確保計画、調達予定船舶を特定したうえで改造性能・仕様項目を示すこと。 ②当該船舶（中古船舶の場合は改造前）の主要目表及び一般配置図を別途添付（様式は任意）すること。 ③改造内容については、船舶安全法を踏まえて、要求水準の性能を達成できるよう、改造図を含めわかりやすく示すこと。 ④装備品等や危険物などの運搬を想定した要求性能を満たす改造等仕様を明確にし、要求水準での仕様との比較表を示すこと。その上で、防衛省の危険物の輸送に適切に対応できる性能となっていることを示すこと。
B-2	調達・改造費の見積 （適切かつ経済合理性の高い調達費用や改造費用の計上)	指定、任意	6 (船舶毎 3枚)	**【調達費及び改造費の見積根拠】** ①新造船舶にあたっては新たな船舶調達費用（任意様式に記載)、既存の中古船舶の改造等を行い調達する場合は、中古船舶の調達費及び改造に係る一切の費用の見積額の内訳を示すこと。(見積根拠の説明を任意様式) ②既存の中古船舶を活用する場合は、取得価格の合理的な算定根拠を様式以外の別添資料で示すこと。 ③船舶の取得価格（調達費用に改造費用を加算した価格）について示すこと。 ④事業期間終了時までの減価償却表、減価償却方法について示すこと。
B-3	工事体制及び工事スケジュール （適切な工事体制及び品質管理体制、造船所の確保、運航開始時期と整合した確実性の高い事業計画)	共通	4 (船舶毎 2枚)	**【適切な工事体制及び工事スケジュール】** ①造船所における工事監督体制及び造船所の協力を含む事業者（又は船舶調達企業）による工事体制を示すこと。 ②検査・品質管理体制及びこれらを確実に遂行するための具体的な方策・工夫について示すこと。 ③改造等を実施する造船所(工場名）を明確に示し、当該造船所における設計から改造等の実施、引渡し(工事完了）までの主要なスケジュールを示すこと。 ④運航開始の遅延が生じないような工期管理方策・工夫を示すこと。
B-4	機器・設備・装置設置計画 （事業期間にわたって、安定的かつ安全に運航できる機器・設備・装備の設置計画)	共通	8 (船舶毎 4枚)	**【機器・設備・装置設置計画】** ①主要な機器・設備（安全救命設備含む）・装置のリストを示すこと。 ②安全救命設備に関して、要求水準（ＪＧ第４種船に必要な安全救命設備等）を超える性能であれば示すこと。 ③装備品等の積載に際し、船体強度、トリム計算、復原性計算などが迅速にできるローディングコンピュータが設置されている場合、その内容を示すこと。 ④甲板上のコンテナを多段積する場合でも船舶が安全に航行

様式番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数制限	記載指示事項
				可能であることを示すこと。(船体動揺を低減する船体減揺装置(ビルジキールやその他減揺装置など)が設置されていれば、その内容を示すこと。)
B-5	船舶機能 (多様な装備品・物資の輸送、大規模輸送に対応できる機能を確保できる計画)	共通	8 (船舶毎 4枚)	**【船舶機能】** ①弾薬や燃料等、法令上輸送量や輸送方法に制限がある物資の積載量の見積、積載時の船舶機能に関する対策を示すこと。 ②過去の検査・修理の記録(金額も明示)を示すこと。 ③過去にバラストタンク、舱内、甲板主要機器等において大規模な錆打ち・塗装工事が実施されている場合はその記録、さらに衝突事故、腐食衰耗などにより船殻部材の切り替えがなされていれば、その記録を示すこと。 ④有事の際又は緊急時に必要な備品(法令上備えるべきもの)が確保されているか、確保されていればそのリストを示すこと。

c.「船舶維持管理業務」に関する提案

様式番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数制限	記載指示事項
C-1	船舶維持管理計画 (船舶管理維持体制や予防保全を含む長期維持管理計画の考え方、緊急事態や不具合発生時に迅速に対応できるドックやメンテナンスに係る体制)	共通	6 (船舶毎 3枚)	**【船舶維持管理計画】** ①船舶管理責任者を含む船舶管理体制に関する組織・体制図を示すこと。 ②日常での予防保全策を含む長期維持管理計画(運用開始から10年間の定期検査を含むもの) を示すこと。 ③主要な機器・設備・装置の部品供給体制やメンテナンスに係る具体的な情報を示すこと。 ④慣熟運航の実施頻度・運航場所・訓練内容・経費見積等、慣熟運航の実施計画を示すこと。
C-2	船舶不具合時のバックアップ体制等 (船舶の不具合発生等、緊急事態が生じた場合のバックアップ体制)	共通	4 (船舶毎 2枚)	**【船舶不具合時のバックアップ体制】** ①船舶の不具合発生等、緊急事態が生じた場合の対処方針を示すこと。 ②船舶の不具合発生等、緊急事態が生じた場合のバックアップ方針等を示すこと。 ③上記発生時、ＳＰＣと防衛省の連絡体制について迅速な意思疎通を図るための具体的な方策や工夫を示すこと。 ④事業期間にわたり船舶の安全運航を確保するための具体的な方策・工夫について示すこと。
C-3	係留施設計画 (事業期間にわたり同一の係留施設を安定的に確保できる計画、的確な維持管理体制の確保)	共通	4 (船舶毎 2枚)	**【係留施設確保計画】** ①計画する係留施設の場所を明示するとともに、事業期間に亘る長期的な確保計画の考え方を示すこと (既に確保された係留施設がある場合は、現在の係留施設との契約条件等を具体的に示すこと)。 ②係留施設における係船時の保安警備体制を示すこと。 ③係留施設またはその近辺において、専属の保安警備要員を常駐化する等の対策が検討されている内容を示すこと。 ④待機態勢から離岸までの移行に必要な作業内容や作業時間の目安を示すこと。
C-4	係留施設のバックアップ体制 (災害発生時における係留施設のバックアップ体制の確保)	共通	4 (船舶毎 2枚)	**【係留施設のバックアップ体制】** ①防災対策の観点から、災害発生時等における係留施設のバックアップ体制を示すこと。 ②係留中災害発生時の緊急離桟、運航のための緊急計画を示すこと。 ③緊急時及び災害発生時における待機態勢から出港までの計画を示すこと。 ④待機態勢から出港までのシミュレーションが緊急時を含めた内容について具体的に示すこと。
C-5	船用品の確保・保管計画 (具体的かつ適切な確保・保管計画)	共通	6 (船舶毎 3枚)	**【船用品の確保・保管計画】** ①船用品等の確保・保管を行う実施体制を示すこと。 ②船用品、燃料、潤滑油等の主な調達計画、調達システム、サプライヤーリストを示すこと。

様式 番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数 制限	記載指示事項
				③計画的に船用品等を確保・保管するための具体的な方策・工夫を示すこと。 ④適切な在庫管理・補充計画を示すこと。

d.「船員雇用・養成業務」に関する提案

様式番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数制限	記載指示事項
D-1	予備自衛官船員等の募集、雇用計画 （運航に支障のない予備自衛官船員等の募集（リクルート)、雇用方針、計画の具体性)	共通	6 (船舶毎 3枚)	**【船員雇用計画】** ①本事業船舶の運航に必要な船員雇用計画（雇用人数含む）をポジション、保有資格ごとに示すこと。（計画作成にあたっては法定の配乗人員も示すこと。） ②想定している雇用契約の内容・条件・勤務形態、賃金（昇給、航海日当を含む各種手当、賞与、退職手当含む）や福利厚生等に関して、本事業における設定の考え方と具体的な水準を示すこと。 ③事業開始当初の予備自衛官の数・割合を示し、事業期間を通じての予備自衛官の割合（目標含む）を示すこと。 ④運航開始３年以内での予備自衛官の雇用方針（具体的な募集方法、１社で２隻分の船員雇用、訪問先などを示すこと）やリクルーティング活動の実施方法、船員に占める予備自衛官の割合を高めるための工夫を示すこと。
D-2	予備自衛官船員等の養成計画 （雇用した予備自衛官船員等の資格取得支援の具体性、養成計画・訓練の具体性)	共通	6 (船舶毎 3枚)	**【予備自衛官船員等の養成計画】** ①事業期間にわたる操船技術の熟度・練度を高めるための訓練計画を示すこと。 ②事業期間にわたるＯＪＴ訓練等の実施計画を示すこと。 ③船員養成計画を踏まえた具体的な資格取得計画（船員に対する資格取得の支援内容等）を示すこと。 ④現役自衛官（海上自衛隊員）に対する本事業船舶の教育訓練の計画（防衛省の輸送所要時や事業者の慣熟運航等を活用した訓練計画等の方針）を示すこと。
D-3	予備自衛官船員等の教育訓練 （自衛隊未経験者である予備自衛官船員等への教育訓練)	共通	6 (船舶毎 3枚)	**【予備自衛官船員の脅威訓練】** ①予備自衛官船員等について、自衛隊による予備自衛官等の所定の教育訓練で習得した知識や技術の熟度・練度を高めるための教育計画を示すこと。 ②自衛官未経験者であり予備自衛官等として採用される船員について、予備自衛官等としての資質を養うための教育方法を示すこと。 ③予備自衛官船員の特性や職務、熟度に応じた教育訓練を示すこと。 ④教育訓練にあたり、予備自衛官船員等の意向や要望に応じた教育がなされるような方法を示すこと。
D-4	予備自衛官船員の処遇向上に係る処置 （予備自衛官船員への応募、登録を促進しうる処置の具体性)	共通	4 (船舶毎 2枚)	**【予備自衛官船員の処遇に係る処置】** ①予備自衛官船員を安定的に確保するにあたっての実効性ある処置要領を短期及び中長期計画に区分して示すこと。 ②予備自衛官船員への応募、登録を促進するための具体的な処置計画（方策）を示すこと。 ③予備自衛官船員として勤務する上での生活・勤務環境の魅力向上化施策について具体的な提案を示すこと。

様式番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数制限	記載指示事項
				④予備自衛官船員の給与体系・手当等に関する具体的な提案を示すこと。
D-5	予備自衛官船員等の配乗体制 （運航時及び待機時における本事業船員の業務従事内容や労務管理等の方針、緊急時においても迅速に運航開始できる配乗体制）	共通	6 (船舶毎 3枚)	**【予備自衛官船員等の配乗体制】** ①船舶運航時の配乗体制表を示し、各役職の役割も明確に示すこと（一級航海士、二級航海士の役割、配乗にあたり各役職の人員がどの程度必要かなど)。 ②待機時の船員の勤務計画（陸上で待機している際の業務従事内容や資格取得・訓練計画）・シフト計画を示すこと。 ③緊急時に本事業船舶は８日間以内に出港できる船員の確保体制(陸上待機船員の移動を含む）及び乗船予定船員が欠員となった場合のバックアップ体制の考え方を示すこと。 ④船員の労務に係る各種規則遵守の準備状況、労務管理方法を示すこと。

ｅ.「船舶運航業務」に関する提案

様式番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数制限	記載指示事項
E-1	運航準備計画 (防衛省の輸送所要が発生した際の適切な準備計画)	共通	6 (船舶毎 3枚)	**【運航準備計画】** 【前提】防衛省の輸送通知発出後、本事業船舶については遅くとも８日間以内に係留施設及び防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港から出港するために必要な準備計画の詳細な内容及び業務フローを示すことを前提として、以下の内容を具体的に示すこと。 ①待機態勢から出港するまでの運航準備業務に必要な人員体制を示すこと。 ②緊急的な輸送にあたり、速やかに出港するための初動計画を示すこと。 ③緊急的な輸送に関する防衛省との協議体制を示すこと。 ④防衛省との円滑な協議体制確保のための具体的な工夫を示すこと。
E-2	自衛隊の輸送ニーズへの確実な措置のための計画 (部隊等の積載・積み下ろしに対する円滑かつ安全な支援計画、危険物輸送に際しての計画・体制)	共通	6 (船舶毎 3枚)	**【自衛隊輸送ニーズへの確実な措置のための計画】** ①装備品等の積載・積み下ろしに際して円滑かつ安全に実施するための支援計画を示すこと。 ②自衛隊の輸送ニーズに対してできる限り柔軟に対応できる方策（例：迅速な保険付保、港湾管理者等の調整方法、荷役作業等）を示すこと。 ③運航判断要件の成案に向け、事業者の運航可能範囲に関する現時点の考え方を示すこと。 ④危険物輸送を想定した上で、取得すべき許認可を具体的に示し、迅速な許認可取得に向けた計画や計画を実現するための体制を示すこと。
E-3	船舶引渡し(裸傭船)に係る計画 (防衛省の求めによる本事業船舶の迅速かつ円滑な引渡し計画)	共通	4	**【船舶引渡し（裸傭船）に係る計画】** ①防衛出動等で防衛省に裸傭船する場合における迅速かつ円滑な船舶引渡しを実施するための計画と業務フローを示すこと。 ②引渡港における港湾管理者等との連絡・協力体制等を示すこと。 ③事業者の支援が可能と判断された場合の防衛省の貨物の積み付け作業等に対する支援計画を示すこと。 ④待機態勢から裸傭船の引渡しまで、適切に船舶の性能を維持できる管理体制を示すこと。
E-4	運航経費に係る積算根拠 (運航経費の見積の考え方)	共通	4 (船舶毎 2枚)	**【運航経費に係る積算根拠】** ①運航経費としての計上費目（船員費、燃料費、保険料、港費等）を過不足なく示すこと。 ②輸送役務契約にかかる運航経費の単価見積(運航時の船員に係る手当、燃料費、保険料の単価等）を示すこと。 ③運航経費に関する積算根拠を示すこと。 ④①～③を踏まえ、想定される輸送役務の概算見積を示すこと。

様式番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数制限	記載指示事項
E-5	輸送役務契約に係る運航計画 (効率的な運航計画)	共通	4 (船舶毎 2枚)	**【輸送役務契約に係る運航計画】** ①輸送役務契約に関する効率的な運航計画を示すこと。 ②効率的な運航計画を実現するための具体的な工夫等を示すこと。 ③事業期間を通じて運航経費を節減するなど効率的に実施するための方策を示すこと。 ④運航経費を節減するための具体的な工夫等を示すこと。

ｆ.「民間収益事業」に関する提案

様式番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数制限	記載指示事項
F-1	民間収益事業の実施方針 （民間収益事業への積極的な取組姿勢（スタンス)、方針の提案)	共通	4 (船舶毎 2枚)	**【民間収益事業の実施方針】** ①民間収益事業に関する実施方針を示すこと。 ②民間収益事業を安定的かつ継続的に実施するための具体的な取組について示すこと。 ③ＰＦＩ本体事業と一体的に実施し、かつ本事業船舶及び船員の特徴や利点、優位性を活かした民間収益事業の実施方針を示すこと。 ④民間収益事業を円滑に実施するための体制に関する方針を示すこと。
F-2	民間収益事業の実施計画 （民間収益事業として想定される用途や頻度、体制等の具体性及び実施確度が高い提案)	共通	4 (船舶毎 2枚)	**【民間収益事業の実施計画】** ①事業期間を通じて民間収益事業を積極的に実施するため、全体の実施計画を示すこと。 ②民間収益事業として想定される利用用途や頻度、体制等の具体的な実施計画を示すこと。（事業期間における民間収益事業の売上額（税抜）について示すこと。） ③民間収益事業の実施頻度を高めるための具体的な営業活動の計画を示すこと。 ④民間収益事業の収益性や利益率を高めるための具体的な工夫や営業活動の計画を示すこと。
F-3	民間収益事業の実現可能性担保 （民間収益事業の実現可能性を高めるための工夫)	共通	4 (船舶毎 2枚)	**【民間収益事業の実現可能性】** ①F-1 実施方針、F-2 実施計画に基づく民間収益事業の実現を担保するため、具体的な実績を示すこと。 ②想定している民間収益事業について、具体的な根拠を示すこと。 ③想定している民間収益事業について、実現性を高めるための具体的な条件について示すこと。 ④民間収益事業の実現可能性を高める工夫を示すこと。
F-4	本事業とのリスク分離 （本事業に影響を及ぼさないようなリスク分散、軽減方策の提案)	共通	4 (船舶毎 2枚)	**【本事業とのリスク分離方策】** ①民間収益事業が本事業やＳＰＣに対して想定されるリスクを具体的に示すこと。 ②リスク顕在時のバックアップ体制を具体的に示すこと。 ③民間収益事業が本事業やＳＰＣの財務等に影響を及ぼさないリスク分離方策を示すこと。 ④民間収益事業が本事業やＳＰＣの財務等に影響を及ぼさないリスク軽減方策を示すこと。
F-5	その他の推進施策 （民間収益事業を積極的に推進するためのその他施策の提案)	共通	4 (船舶毎 2枚)	**【その他推進施策】** ①円滑な民間収益事業の実施にあたり幅広いステークホルダー（関係者）等との調整における工夫を示すこと。 ②民間収益事業を通して船員の教育や経験、能力向上にも寄与する取組を示すこと。 ③民間収益事業実施中に防衛省ニーズによる緊急輸送等が生

様式番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数制限	記載指示事項
				起した場合の処置要領を具体的に示すこと。 ④民間収益事業相手方企業との契約にあたっての取り決め要領（契約基準の一例等）の一例を示すこと。

g．ワーク・ライフ・バランス等への取組状況

様式番号	様式名称 (評価の基準)	様式	枚数制限	記載指示事項
G-1	ワーク・ライフ・バランス等推進への取り組み (認定等の取得状況)	共通、任意	ー	**【女性活躍推進法に基づく認定に係る認定通知書の取得状況】** 「えるぼし認定」「プラチナえるぼし認定」を提示すること。 **【次世代育成支援対策推進法に基づく認定に係る認定通知書】** 「旧くるみん認定」「新くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を提示すること。 **【青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定に係る認定通知書】** 「ユースエール認定」に係る認定通知書を提示すること。 ①いずれか一つの認定等を受けていれば評価の対象とする。 ②複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 ③応募者を構成する代表企業、構成員及び協力企業のいずれかが認定等を受けている場合、各社毎の認定点数を合計して構成する企業の数で按分した点数に加点を行う。(点数が小数点となった場合、小数点第１位以下を切り捨てるものとする。)
G-2	賃上げを実施する企業の取り組み (認定等の取得状況)	共通、任意	ー	**【賃上げを実施する企業の取り組み状況】** 令和８年４月以降に開始する最初の事業年度又は令和８年(暦年)において、中小企業の場合、対前年度比で「給与総額」を２．５%以上増加させる旨を従業員に表明していること。(大企業は対象外) ※応募者が本事業の遂行のみを目的とした会社法に定める株式会社を設立する場合は、構成に含まれるすべての中小企業が当該評価項目の基準を満たした場合に加点する。